



## 参考資料編

- 1 民生委員・児童委員の状況関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2頁  
(活動状況、委嘱の流れ、民生委員法等の改正(地方分権一括法関係))
- 2 孤立死防止関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7頁
- 3 安心生活創造事業関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11頁
- 4 個人情報関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18頁  
(情報提供状況調査結果、事例集、消費者庁作成資料)
- 5 大分市民生委員児童委員庁内サポート体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・62頁
- 6 生活保護制度の見直しと新たな生活困窮者対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・70頁

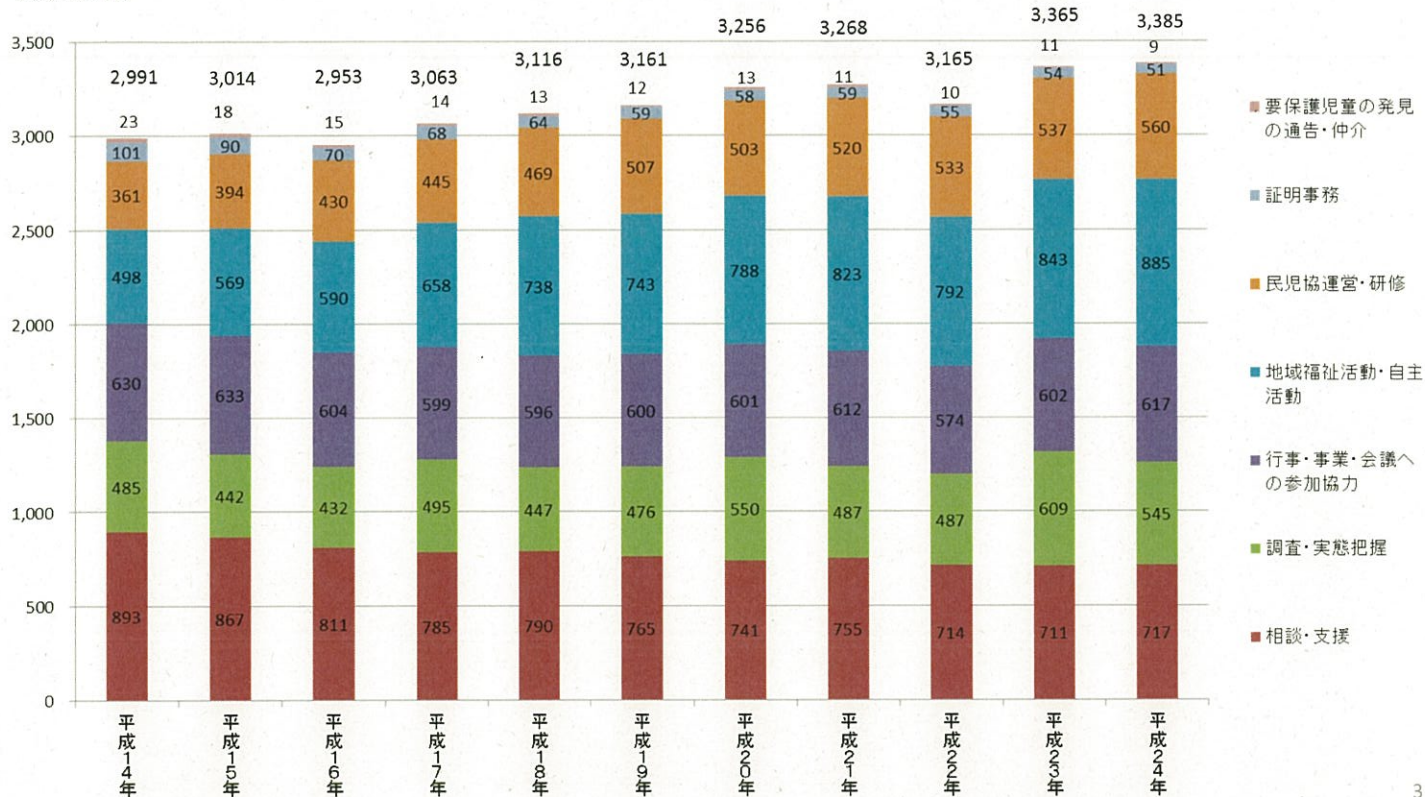
厚生労働省社会・援護局地域福祉課

1

# 1 民生委員・児童委員の状況

# 民生委員・児童委員総活動件数の推移と内訳

(単位: 万件)

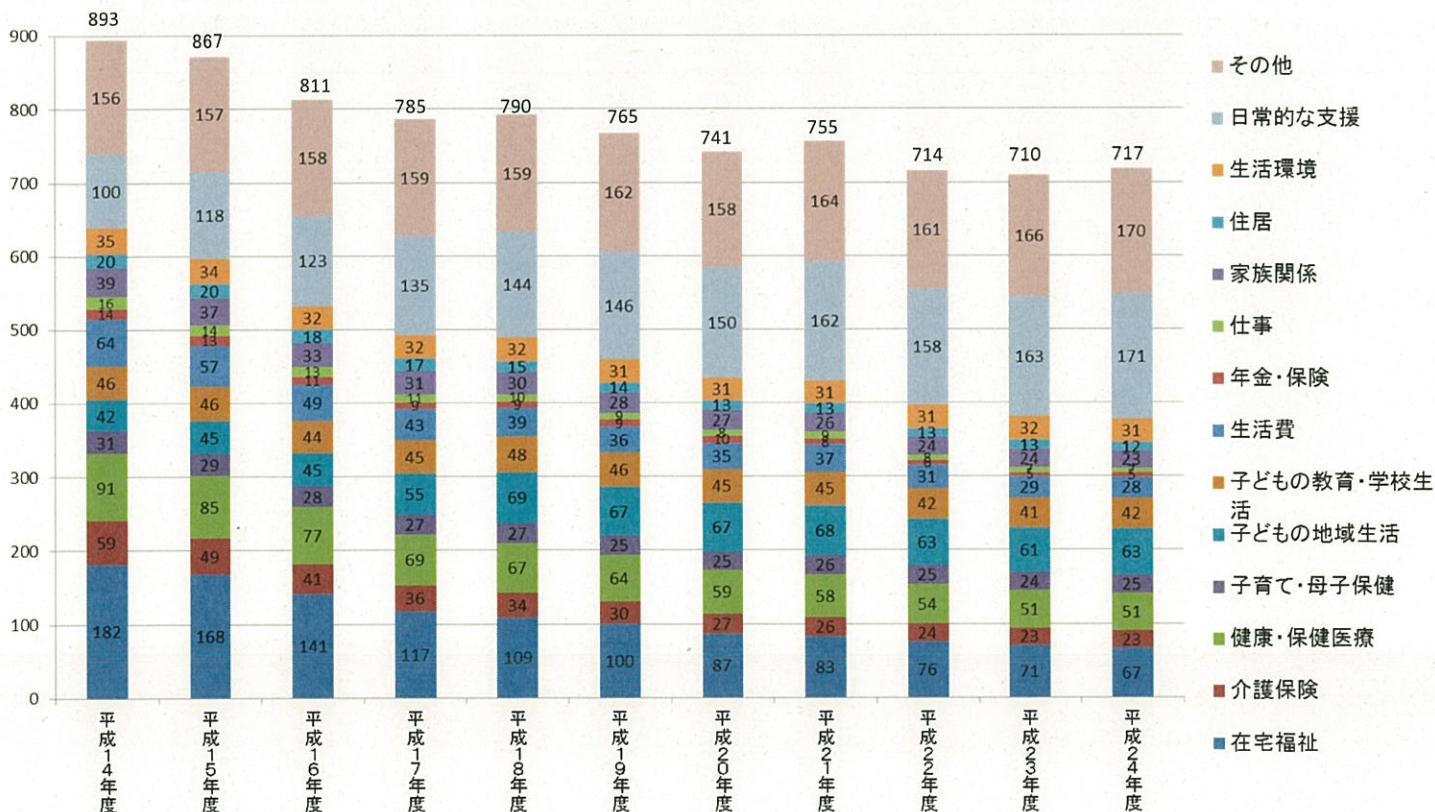


「社会福祉行政業務報告」より

※平成22年度の数値は、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県、福島県の一部又は全部が未集計。

# 民生委員・児童委員相談・支援件数の推移

(単位: 万件)



「社会福祉行政業務報告」より

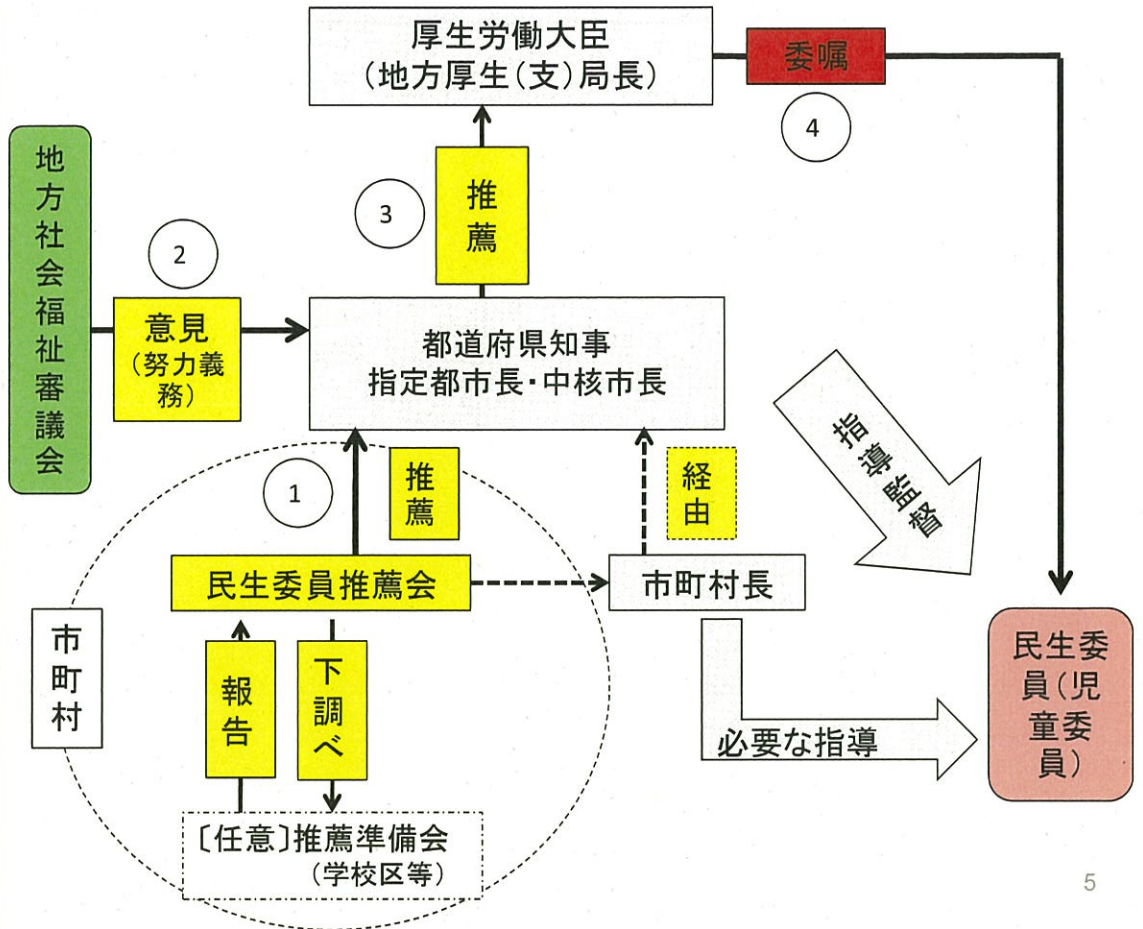
※平成22年度の数値は、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県、福島県の一部又は全部が未集計。

## 民生委員法における委嘱の流れ

- ①市町村に設置された民生委員推薦会にて、推薦を行う(5条2項)
- ②都道府県知事は、地方社会福祉審議会の意見を聴くよう努める。(努力義務)(第5条2項)
- ③都道府県知事が、厚生労働大臣に推薦を行う(5条1項)
- ④都道府県知事の推薦によって、厚生労働大臣が委嘱を行う(5条1項)

※多くの市町村では民生委員推薦会の下に、任意に推薦準備会を設け、候補者の下調べを行っている。

※推薦会から知事への推薦は、市町村長を経由して行われる。



## 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための 関係法律の整備に関する法律(第3次一括法)の概要

### 1. 改正の趣旨

◇地方公共団体に対する義務づけ・枠付け等については、地方分権推進委員会の勧告を受けて、対象となる約4千条項について順次見直しを実施しているところ。

- ・第1次見直し 第1次一括法(平成23年4月成立)
- ・第2次見直し 第2次一括法(平成23年8月成立)
- ・第3次見直し 第3次一括法(平成25年6月7日成立(74法律を一括改正))

◇一括法は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、都道府県の権限を市又は特別区への移譲を行うとともに、地方公共団体に対する義務付けを規定している関係法律を改正する等の所要の措置を講ずるために制定

◇一括法による民生委員法改正や社会福祉法の改正についても、地域の自主性及び自立性を高め、より地域の実情に沿うようにするとともに、事務の簡素化を図る観点から行われたもの

### 2. 主な改正内容

#### (1) 民生委員法関係

##### 第4条関係

- ・民生委員の定数は**条例**(制定主体は都道府県)に委任
- ・条例制定の基準については「**参酌すべき基準**」とする

##### 第5条第2項関係

- ・都道府県知事の民生委員の推薦に係る地方社会福祉審議会への**意見聴取は努力義務化**

##### 第8条第2項関係

- ・民生委員推薦会の**委員の資格及び資格ごとの定数**は廃止

#### (2) 民生委員法施行令関係

##### 第6条関係

- ・民生委員推薦会の庶務を整理する幹事及び庶務に従事する書記の定数に係る規定の削除

#### (3) 社会福祉法関係

##### 第8条関係

- ・社会福祉審議会の委員の定数の廃止

#### (4) 社会福祉法施行令関係

##### 第2条関係

- ・民生委員審査専門分科会の委員の定数及び議員の上限数に係る規定の削除

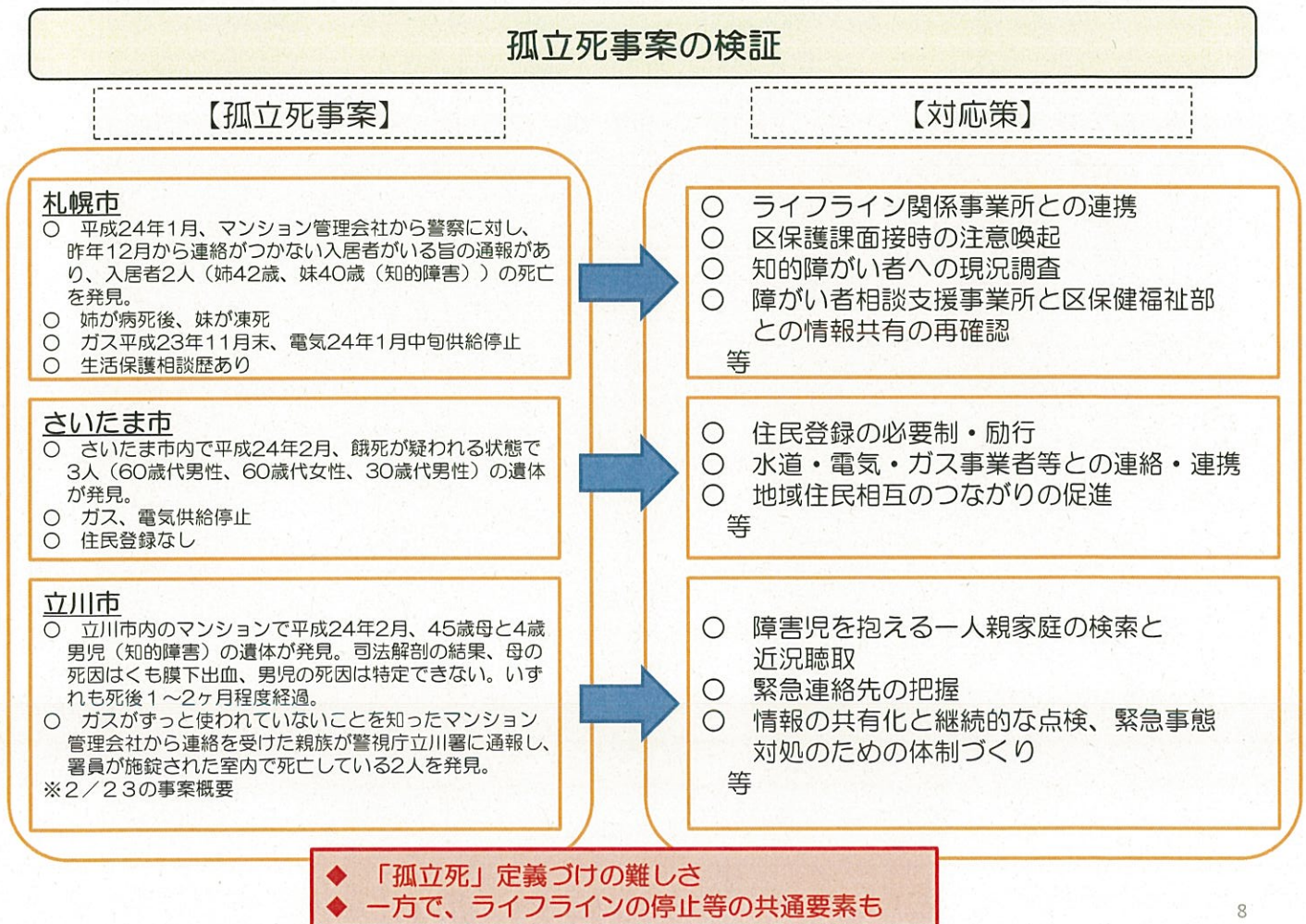
### 3. 施行期日

◇公布の日(平成25年6月14日)(民生委員法第4条の改正規定除く)

◇民生委員法第4条関係(地方自治体の条例や体制整備が必要なもの)→平成26年4月1日

経過措置: 施行の日から起算して一年を超えない期間内において、都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、従前の例による

## 2 孤立死防止対策関係



# 孤立死防止対策について

## 孤立死防止対策の方向性

- 孤立防止あるいは早期発見のための仕組みを、ライフライン事業者なども含めた民間事業者等と連携し、地域の実情に応じて構築
- 国としては、総合的な取組の推進、先進事例の情報収集・発信と、見守り体制の構築等のための補助事業による支援等を実施

### これまでの対策

平成24年5月に通知

【① 情報の一元化】<平成24年2月に通知>  
自治体の福祉担当部局に情報の一元化を要請

【② 関係団体との連携強化】<平成24年2月に通知>  
高齢者団体・障害者団体・民生委員等に福祉部局との連携強化を依頼

【③ 個人情報保護の適用外の理解促進】  
福祉部局との連携等に際し、個人情報の提供が制限されない場合等についてライフライン事業者へ通知

【④ 地域づくりの推進等】  
○自治体の優良事例の紹介  
○孤立死事案の、自治体での検証状況の情報提供  
○孤立死対策に有効な自治体の先進的な取組に対して、国庫補助を実施

- 【⑤ 有識者による検討】  
安心生活創造事業推進検討会等で議論(5月8日)の上、安心生活創造事業成果報告書(8月公表)に反映
- 【⑥ 民生委員への個人情報提供事例の紹介】  
自治体から民生委員への個人情報提供に関する事例集を作成(7月17日事務連絡発出)
- 【⑦ 住宅供給事業者等との連携】  
住宅供給事業者等との連携推進の方策について通知(7月31日国交省、厚労省の連名通知)

### 今後の取組

- ①平成24年5月及び7月通知に基づく総合的な取組の推進
- ②今後も、先進的な取組事例等情報収集し、広く周知
- ③安心生活基盤構築事業(平成25年度予算)による支援

9

## 孤立死防止対策(住宅供給事業者等との連携)

- 地域での要支援者の把握をするためのネットワークの強化の観点から、住宅供給事業者等に対して、福祉部局との連携を要請する事務連絡を発出(平成24年7月31日)

### 住宅供給事業者等あての事務連絡の概要

#### 【① 住宅供給業者等に対して、福祉担当部局との連携を依頼】

公営住宅、都市再生機構、住宅供給業者等に対し、自治体の民生主管部局等から、生活困窮者の必要な情報提供や連絡・連携体制の構築について協力要請があった場合は、積極的な協力を依頼

※ 住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会の中で孤立死防止対策等について検討することができることも例示。

#### 【② 個人情報保護の適用外の理解促進】

人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき、に該当する場合は、あらかじめ本人の同意を得ずに個人データを第三者に提供できることの確認

#### 【③ 住宅供給事業者等が福祉担当部局と連携している事例の紹介】

不動産管理会社、住宅供給公社及び独立行政法人都市再生機構と行政の連携の事例を紹介

##### ○ 滋賀県野洲市「生活弱者発見・緊急プロジェクト」

※ 家賃滞納等の情報から不動産管理会社が本人の状況を確認、SOSを発見した場合、本人の同意の下に市役所へ連絡。行政サービスを活用し生活再建支援を実施する。

##### ○ 福岡県北九州市「いのちをつなぐネットワーク事業」

※ 市役所に「いのちをつなぐネットワーク推進課」区役所にいのちをつなぐネットワーク担当係長を配置、行政から地域に向かう出前主義を実践。地域関係団体、ライフライン事業者、宅配業者、住宅供給公社、UR、NPO、ボランティアなど、様々な団体においても日頃の業務や活動の中で、いのちに関わる心配な事態に気づいた場合、区役所や消防署、警察署につなぐなど、それぞれの特性にあった協力が行われている。

##### ○ 神奈川県横浜市「安心生活創造事業の公田町団地(UR賃貸住宅)」

※ 公田町団地の自治会・民生委員が中心となりNPO法人を設立。支援が必要な世帯等に対する見守りや買い物支援を実施。URモデル事業として団地内80戸に試験的に居室等に人感センサーを設定、異常を感知したら安否確認を行う。

10

# 3 安心生活創造事業関係

## 安心生活創造事業成果報告書（平成24年8月）の概要

### 報告書の目的

単身世帯の増加や近隣関係の希薄化により社会から孤立する人々が生じやすい社会環境の中で、支援の目が届かない人々を社会から孤立させずにいかに支援していくか、平成21～23年度まで実施してきたモデル事業（安心生活創造事業）からその方向性や課題を明確化する。

### 安心生活創造事業

#### 【目的】

厚生労働省が選定する地域福祉推進市町村が、次の事業の3原則を前提として、一人暮らし世帯等への「基盤支援」（「見守り」・「買物支援」）を行うことにより、一人暮らし世帯等が地域で安心・継続して暮らせる地域作りを行う。

#### （事業の3原則）

- ①支援を必要とする人々とそのニーズを把握
- ②支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制づくり
- ③安定的な地域の自主財源確保

### 事業の成果と課題

#### 成果

- ・行政内（庁内）の連携、住民力の向上（漏れのない把握）
- ・新しい公共（新たな担い手（新聞配達員、水道メーター検針員など民間事業者、NPO等）との連携）
- ・総合相談窓口の設置促進（ワンストップサービス）
- ・自主財源づくりの取組（グッズ販売、ふるさと納税など）

#### 課題

- ・人材確保（広い視野を持つコーディネーターの必要性、属人的にならない組織的な支援の必要性）
- ・安定的な財源確保（地域の理解（寄付文化の土壌づくり等）の必要性）
- ・サービスの有償・無償の線引き
- ・個人情報の共有（過剰な保護意識、守秘義務を持たない人との連携）
- ・地域福祉計画の定期的な評価と見直しの必要性

## 今後重要と考えられる取組み

### ○社会的孤立を防ぐための官民間わなない多様な主体との連携・協働

社会との接点を持たない、閉じこもりや引きこもりがちな人々を支援していくためには、行政のみならず民生委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター等福祉関係者をはじめ、自治会、電力・ガス・水道や宅配業者等民間事業者など多様な人々との連携・協働が不可欠である。

### ○総合相談体制の確立

「もれない把握」により要援護者を把握し、「もれない支援体制」を確立していくためには、要援護者のニーズを縦割りの体制でニーズを漏らすことがあっては、「もれない把握」が意味のないものになってしまう。要援護者のニーズをもれなく把握・支援するための総合相談体制の確立が大きな課題となっている。

### ○地域福祉計画の策定

地域福祉計画は、総合相談体制を確立する契機にもなっている。また、社会的孤立や災害時要援護者支援等の観点から、見守りが必要な方々が確実に見守られている仕組み、システムが求められている。安心生活創造事業で取り組んできた「もれない把握」、「もれない体制づくり」の確立は喫緊の課題となり、さらに「地域での要援護者に係る情報の把握・共有、安否確認方法について」盛り込むこととなっている地域福祉計画の重要性が再確認されている。

### ○契約支援・権利擁護の必要性

近年の認知症高齢者の増加は、地域で暮らしていく高齢者の判断能力が低下していくことが想定され、福祉サービス利用援助や様々な生活上の契約支援など権利擁護が必要となることが考えられる。これらは、地域生活をしている知的障害者や精神障害者も同様であり、発達障害者や多重債務を抱えてしまう若者等も家計支援が必要とされ、生活困窮者支援では必要不可欠な支援となっている。安心生活を送るためには、このような権利擁護の支援が必要であり、日常生活自立支援事業と併せ、成年後見制度との連携も含めた権利擁護の取組みが求められている。

### ○要援護者が社会参加・自己実現できる仕組み

要援護者は、支援を受けるだけでなく、何らかの取組みに社会参加し、自己実現していくことが重要であり、要援護者が自己実現できる地域社会づくりの視点が不可欠

13

## (参考)安心生活創造事業の主な取組例

### 【対象者のもれない把握に向けた取組み】

- 住民自治組織のメンバーが主体となって生活実態調査を実施。調査から戸別訪問を希望された方の自宅を社会福祉士が訪問。
- 福祉介護調査と健康調査による全戸調査を実施して把握した要援護者の個人情報をも、行政・社会福祉協議会・地域包括支援センターで共有。
- 行政と社協が協力してタウンミーティングを行い、自治会に支えあい活動の必要性を説明。その結果、自治会において要援護者やその支援者の家が記載された地図を作成。

### 【見守り体制づくり】

- 自治会長や民生委員などで見守りチームを構成するとともに、住民ボランティアの他、新聞配達員、郵便配達員、水道メーター検針員、乳酸菌飲料販売員等と連携し、新聞や郵便物がたまっている等の異常があれば通報し、安否確認を行う仕組みを創設。
- 団地の自治会・民生委員を中心にNPO法人を設立し、支援が必要な一人暮らし世帯等に対する見守りや買い物支援を実施。
- 住民ボランティアに対して一定の研修を行い、一人暮らし高齢者等に対する定期訪問やサービス紹介等を行う。

### 【自主財源の確保】

- 農家や福祉作業所等と連携し、地域の特産品を活用した製品を製造。売り上げの一部を事業費に充てる。
- 商工会と連携し、一人暮らし高齢者等に対して訪問販売や様々な生活支援サービスを提供する店舗を登録した電話帳を作成し、見守り対象者に対して配布。登録者から広告料を徴収し事業費に充てる。
- 遠方に住んでいる一人暮らし高齢者の家族からの寄付やふるさと納税を活用し、この事業費に充てる仕組みの構築。
- 共同募金や民間事業者による寄付制度の活用、募金箱や寄付金付自動販売機の設置。

14

# 孤立を防ぐための好事例

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

実施主体名等	事例の概要
岩手県西和賀町、西和賀町社会福祉協議会、地元スーパー、宅配事業者との連携	<p><b>【民間事業者と連携した見守り・買い物支援】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○西和賀町は、高齢化の進んだ過疎豪雪地域。</li> <li>○町社会福祉協議会と地元スーパー、宅配事業者の3者が協力し、一人暮らし高齢者や低所得世帯等で買い物に不便を感じる方々に対して、買い物支援事業（「まごころ宅急便」）を実施。</li> <li>○依頼者は午前中までに町社会福祉協議会へ食料品や雑貨など生活に必要なものを電話で注文。町社会福祉協議会が取りまとめスーパーへ発注。スーパーが個別注文ごとに箱詰めし、宅配事業者が夕刻までに依頼者宅へ届ける。宅配事業者から町社会福祉協議会に依頼者の様子が電話で報告されるシステム。</li> </ul>
栃木県大田原市、大田原市社会福祉協議会	<p><b>【要援護世帯の把握】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○黒羽地区全世帯（1,390世帯）を調査し、一人暮らし高齢者等の要援護世帯を把握。</li> </ul> <p><b>【民間事業者と連携した見守り活動】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○支援が必要な一人暮らし世帯等に対する見守り活動を実施。</li> <li>○自治会、民生委員、住民ボランティア（黒羽見守り助け合い隊）の他、新聞配達員、郵便配達員、水道メーター検針員、ヤクルト販売員等（黒羽見守り助け合い協力機関）を活用し、新聞や郵便物がたまる、日中もカーテンが閉まっている、水道使用量が少ない等普段と違う状況があった場合、市社会福祉協議会に通報（転送電話により24時間対応）。</li> <li>○通報を受けた市社会福祉協議会は、要援護者毎に指定された「見守り助け合い隊長」に連絡し、隊長から民生委員、協力訪問員、ご家族等に連絡し安否確認を行っている。（平成22年度より佐久山地区も開始。）</li> </ul>

15

# 孤立を防ぐための好事例2

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

埼玉県行田市、行田市社会福祉協議会	<p><b>【要援護者とその人を支える人々を記載した「支え合いマップ」を作成】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域福祉計画の策定を契機に、災害対応への関心が高まり、市内全自治会（186のそれぞれ）において要援護者を把握し、要援護者ごとに指定された住民支援者（2名程度）が記された「支え合いマップ」を作成。</li> </ul> <p><b>【市役所における相談に応じた総合相談体制の構築】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市役所では、関係課からなる総合的な相談支援体制が構築されている。</li> <li>○障害、高齢者等の担当者を併任発令し、対応のワンストップサービスを実施している。</li> </ul>
横浜市、横浜市公田町団地	<p><b>【地元住民による見守りや買い物支援の実施】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○公田町（くでんちょう）団地の自治会・民生委員を中心にNPO法人「お互いさまネット公田団地」を設立。</li> <li>○小高い丘に建設された団地であることから買い物に不便な環境であるため、支援が必要な一人暮らし世帯等に対する見守りや買い物支援を実施。</li> <li>○「あおぞら市」に社会福祉士を配置し、買い物に来た高齢者等に声をかけ相談に応じる。</li> </ul> <p><b>【ひきこもり防止のための交流スペース確保】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○自宅にひきこもらないよう、住民交流スペースや社会参加の場などの外出先を確保、提供する。また、このスペースには社会福祉士を配置し、相談に応じたり健康チェック等を行う。</li> <li>○お米等を小分けして販売する「あおぞら市」の開催や、住民が気軽に集える場所として、多目的拠点「いこい」を開設し、外出の機会を提供することで、ひきこもり防止を図っている。</li> <li>○「いこい」では食事の提供や健康チェック等も行っている。</li> </ul>

16



# 孤立を防ぐための好事例3

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

<p>三重県伊賀市、伊賀市社会福祉協議会</p>	<p><b>【住民相互の見守り体制の構築】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○自治会の協力を得て社会福祉協議会が生活実態調査を実施し要援護者を把握。厚生労働省生活・介護支援サポーター養成事業により、地域住民を「いが見守り支援員（有償ボランティア）」として養成。また、「ご近所みまもり隊（要援護者周辺住民）」が情報を収集し、何かあった場合には民生委員を通じ社会福祉協議会に情報提供を行う体制を構築。</li> </ul> <p><b>【市社会福祉協議会独自の身元保証プラン等による権利擁護システム】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○賃貸入居時の保証、就職時の身元保証等、成年後見制度や厚労省の日常生活自立支援事業でカバーできない保証ニーズを市社会福祉協議会独自の「地域福祉あんしん保証事業」で対応。</li> <li>○地域福祉あんしん保証事業では、保証を求められた場合の相談や、必要に応じた保証人の確保を行っている。</li> </ul>
<p>兵庫県宝塚市、宝塚市社会福祉協議会とコープこうべの連携</p>	<p><b>【行政、社会福祉協議会、生活協同組合が連携した協力支援体制の構築】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○宝塚市、市社会福祉協議会、コープこうべの3者で「見守り支援に関する協力確認書」を締結し、本年2月に地域で見守り合い、支え合う仕組みを構築。</li> <li>○コープこうべの宅配担当者が毎週1回、同じ時間に訪問。いつもと違う状況に気づいた場合は社会福祉協議会の地域包括支援センターに連絡。同センターが家庭訪問、状況を確認し必要な措置を講じている。</li> </ul>

※上記事例は、すべて厚生労働省が実施している安心生活創造事業（見守り・買い物支援等）の事例である。

## 4 個人情報関係

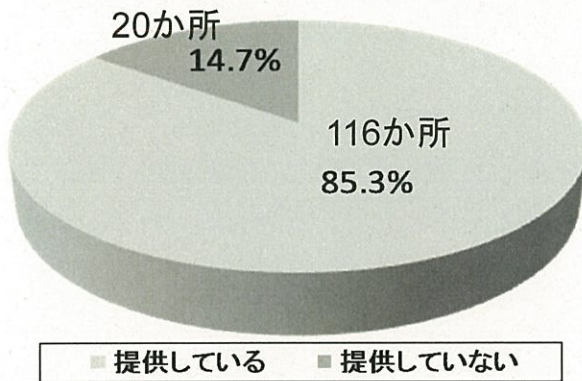
# 民生委員に対する個人情報の提供状況等について

## 【調査の概要】

- 調査対象:各都道府県ごとに、①30万人以上市、②30万人未満市、③町村から各1か所を抽出  
※30万人以上の市がない都道府県にあっては管内で最も人口の多い市を選定
- 回答数:136市町(回収率96.5%)
- 調査時点:平成22年9月1日現在

- 民生委員に対して何らかの個人情報を提供している市町村は85.3%である。
- 町村に比べ、市の方が個人情報の提供に積極的である。

## 【市町村における民生委員に対する個人情報の提供状況】



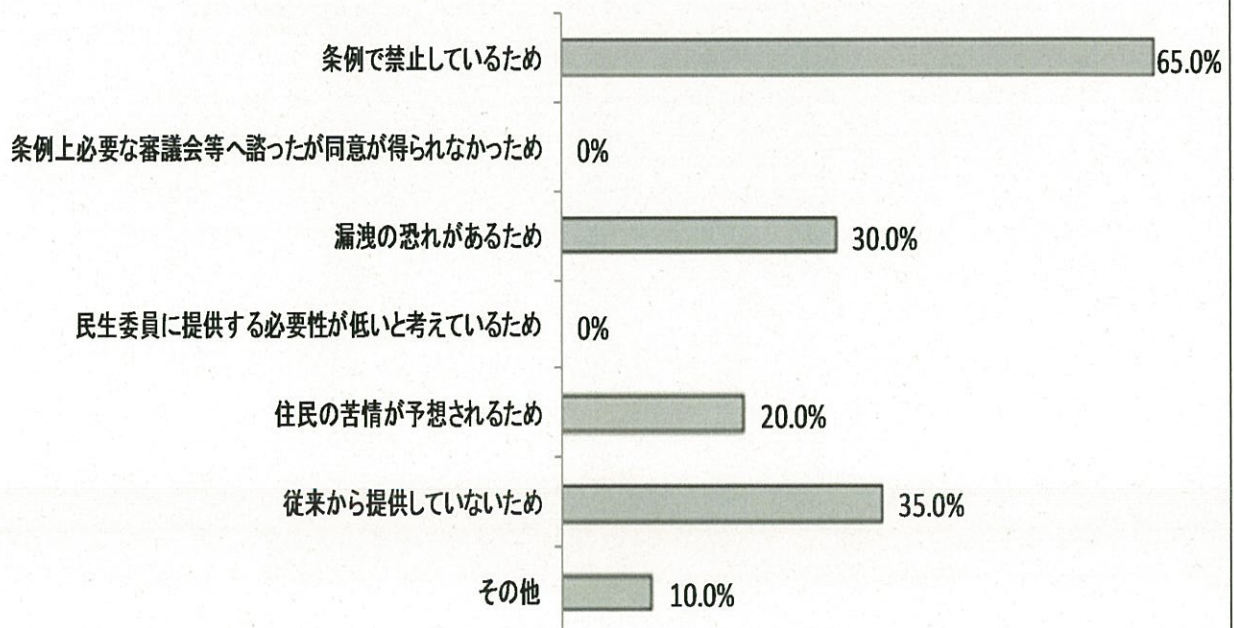
(規模別市町村数)

規模別	提供している		提供していない	
	件数	割合	件数	割合
①人口30万人以上市	41	93.2%	3	6.8%
②人口30万人未満市	41	87.2%	6	12.8%
③町村	34	75.6%	11	24.4%
合計	116	85.3%	20	14.7%

19

## 民生委員に対して個人情報を提供しない理由

### 個人情報を提供していない市町村(20か所)における提供していない理由



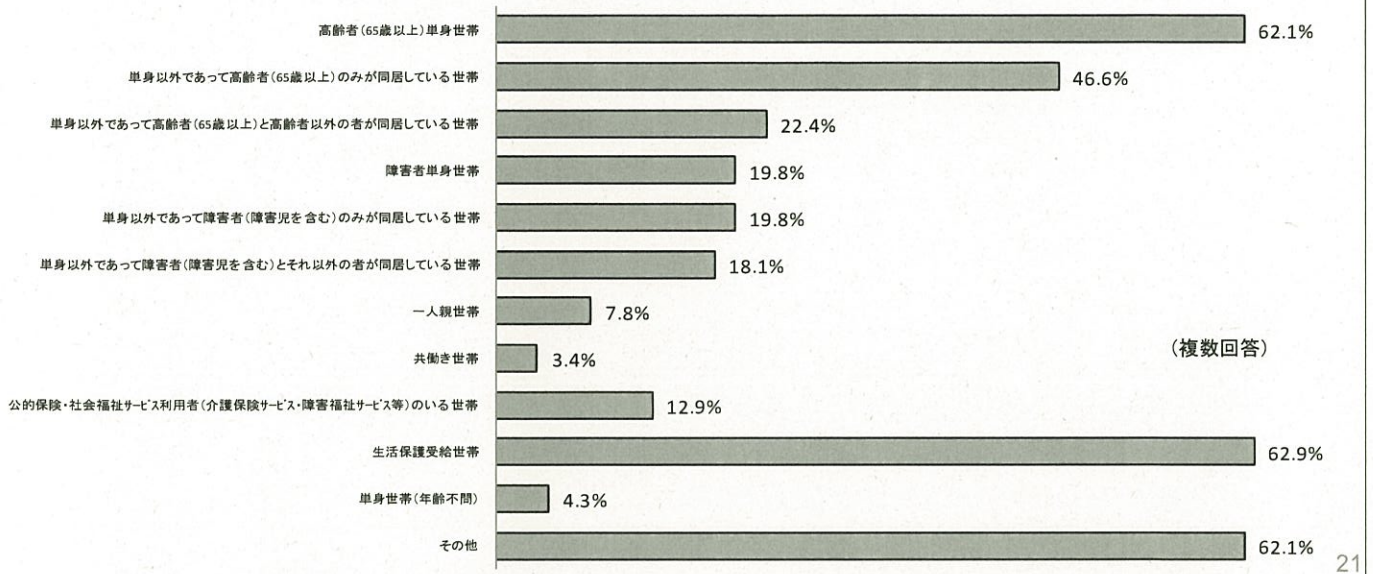
(複数回答)

20

## 民生委員に対して提供している個人情報の内容①

- 情報提供している市町村の中で、「生活保護受給世帯」の情報は62.9%、「高齢者(65歳以上)単身世帯」の情報は62.1%、「単身以外であって高齢者(65歳以上)のみが同居している世帯」の情報は46.6%の市町村が提供している。
- 「その他」には、災害時要援護者の他、高齢者を75歳以上等に限定しているもの、障害の程度や要介護度が重い者に限定しているもの等があった。

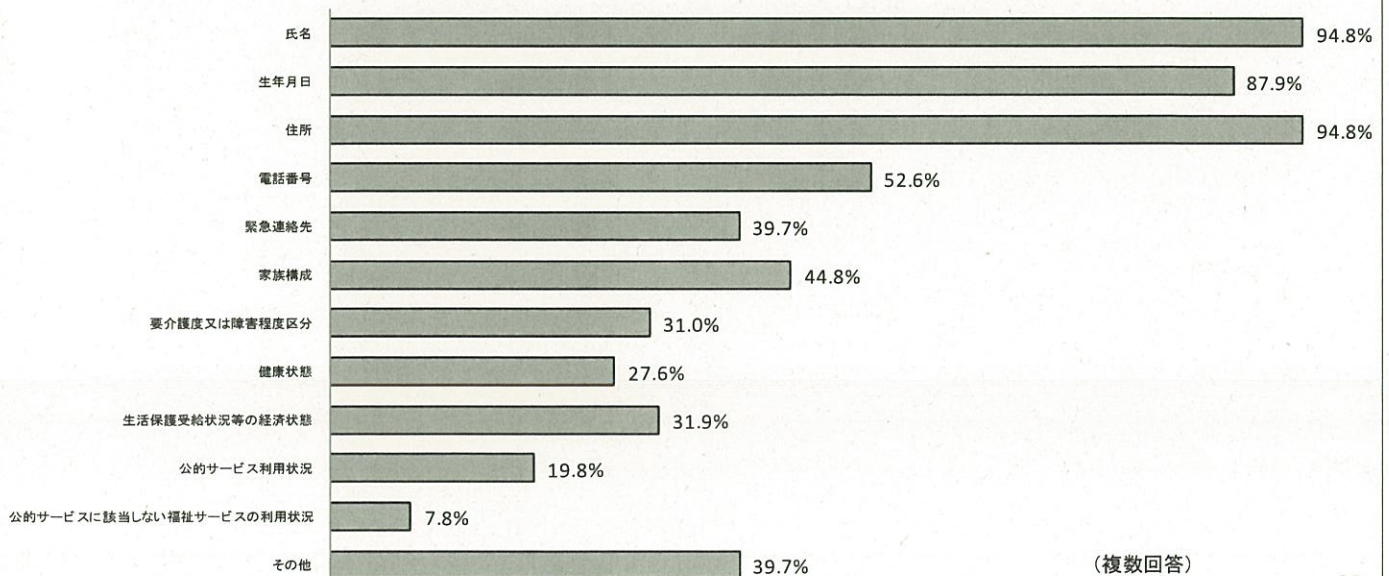
個人情報を提供している市町村(116か所)における提供している内容



## 民生委員に対して提供している個人情報の内容②

- 情報提供している市町村にあつては、氏名・生年月日・住所は、8割以上の市町村が提供している。
- 一般的に民生委員の活動に必要なと考えられる「要介護度又は障害程度区分」、「健康状態」、「生活保護受給状況等の経済状態」等の個人情報を提供している市町村は、約3割であった。
- 「その他」には、世帯主名、居住環境、支援者名、職業、学校名等があった。

個人情報を提供している市町村(116か所)における提供している内容



## 自治体から民生委員・児童委員への個人情報の提供に関する事例集（平成24年7月）

- 東日本大震災や所在不明高齢者問題等により、支援を必要としている人々を地域から孤立させない支援が求められ、民生委員・児童委員への期待が高まっていること
- 民生委員・児童委員が地域で活動するにあたって、支援を必要とする人々の個人情報が民生委員等へ適切に提供されていないとの声があること
- 平成22年度に行ったサンプル調査の結果から、民生委員・児童委員へ個人情報を提供していない市町村が存在すること

これらの背景から、本事例集を作成し、市町村から民生委員・児童委員へ必要な個人情報が適切に提供され、地域福祉活動が推進されることを期待。

### 事例

- 長野県民生委員活動と個人情報の取扱いに関するガイドライン
- 大分県中津市（定期的に担当地区内対象者一覧を配布）
- 東京都中野区（個人情報を共有可能な条例及び協定書を制定）
- 岩手県釜石市（行政からの情報提供及び提供方法を一覧化）
- 島根県松江市（高齢者世帯情報等を本人同意で提供）
- 福井県永平寺町（児童虐待等の情報を提供）
- 愛媛県松山市（行政把握の要援護者名簿を直接提供）
- 兵庫県たつの市（民生委員からの個別問い合わせに随時対応）

## 長野県・長野県民生児童委員協議会

# 民生委員活動と個人情報の取扱いに関する ガイドライン

長野県・長野県民生児童委員協議会

### 1. 長野県の民生委員概要（平成24年4月1日現在）

長野県の人口は、213万4,738人。全77市町村（19市23町35村）。  
長野県の民生委員・児童委員の委嘱者数は5,240人。

### 2. ガイドラインの目的

個人情報保護法の施行以来、行政から民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）に対する情報提供がされなくなり、民生委員の活動がやりづらくなったという声が多く聞かれます。

そのため、市町村から民生委員への情報提供を促進し、民生委員の情報管理の適正化を図れるよう、情報共有の目安を定めることで、民生委員活動を円滑に進めることを目的とします。

このガイドラインの性質は、市町村及び民生委員が個人情報を扱う際の目安となるもので、これをもとに地域の实情に応じ、話し合いのうえ理解できるルールを作成することが望まれます。

### 3. 民生委員と守秘義務

民生委員は、民生委員法第15条により、守秘義務があります。つまり、民生委員は、職務上知りえた情報を漏らさない義務があります。民生委員は、特別職の地方公務員とされており、公的な立場にあるという自覚が必要です。

### 4. 市町村から民生委員に対する情報提供

#### ① 民生委員と市町村など関係機関との連携の必要性

民生委員の主な仕事は、住民の相談に応じ、助言など援助をするとともに、福祉サービスを必要とする人が適切に利用できるよう情報提供等を行うことです。そのため、関係機関との情報共有を進めていく必要があります。特に、市町村が保有する情報は、民生委員活動のための重要な基礎データとなります。民生委員活動には、住民に対して支援を行う関係機関との連携が不可欠です。

## 5. 個人情報保護条例との関係

### ○個人情報保護条例の原則…本人の同意が必要

#### a) 個人情報の収集

市町村保有情報を民生委員に提供するには、収集の際に予め本人の同意を得ておくことが最も確実かつ簡潔な方法です。収集の際、民生委員を含む関係者・機関への情報提供を明示しておけば問題ありません。

民生委員活動に必要な情報を他部署で扱っている場合は、民生委員担当課から該当する担当課に対して、上記のような依頼をし、市町村全体として取り組んでいく必要があります。

#### b) 個人情報の提供

既に収集してある情報を目的外利用、第三者提供する場合は、原則、本人の同意を取る必要があります。

同意の取り方は、必ずしも書面による必要はありません。個別に口頭で同意を得ることも可能です。その場合は、トラブル防止のため、複数の立会で行う、記録を残すといった方法が有効です。

また、回覧等により書面で一斉に通知し、名簿からの除外希望者に手を上げてもらうやり方も考えられます。ただし、プライバシーの度合いの強い情報は、このようなやり方では馴染まないと言えます。同意の確認に関しては、利用目的、項目、手段・方法、本人の求めに応じ提供禁止する旨等を記載するとよいでしょう。

### ○条例に例外規定を設けて対応…本人の同意は不要

災害時に要援護者の避難支援等を行うためには、日頃から関係者間で要援護者に関する情報共有をすることが必要です。

原則として、上記のように、要援護者から同意を得ることが必要ですが、同意を得ない方法として、**関係機関共有方式**というものがあります。これは、個人情報保護条例において、個人情報の目的外利用・第三者提供を可能とする規定を整備することにより、本人の同意なしに関係機関間で情報を共有できるというものです。

## 6. 民生委員の情報収集

### ① 民生委員の情報収集の必要性

### ② 安否確認等の円滑な実施と民生委員の役割

国は、要援護者の情報共有や安否確認等が円滑にされるよう、県に対して、市町村への周知と民生委員への指導を依頼しています。市町村では、国の通知の趣旨を理解し、要援護者の情報共有に努めることが求められます。

### ③ 提供することが望ましい情報

市町村から民生委員に具体的にどのような情報を提供するかは、民生委員の要望に基づき、地域の実情に応じて判断していく必要があります。

参考として、民生委員から要望の多い項目は以下のとおりです（県民生委員協議会が、各単位民生児童委員協議会会長に対して実施した調査による（H23. 2. 1現在））。

#### ○情報の種類

- ・要援護高齢者に関する情報
- ・災害時要援護者に関する情報
- ・ひとり暮らし高齢者に関する情報
- ・障害者に関する情報
- ・要援護者に関する施設入退所、転入・転出に関する情報

#### ○情報の項目

- ・氏名
- ・生年月日
- ・住所
- ・電話番号
- ・緊急連絡先
- ・家族構成
- ・福祉サービス利用状況

要援護高齢者、災害時要援護者の定義は、市町村により違いがあるかと思いますが、支援を必要としている人の名簿が求められているということが出来ます。その中には、ひとり暮らし高齢者、障害者が含まれている場合も多いでしょう。障害者については、具体的な支援には、専門性を要するため等級まで提供するかは判断を要します。乳幼児については、市町村により支援方法に違いがありますが、保健師等関係者との役割分担・連携を含め、民生委員に求める役割に応じた情報提供が必要です。

## 中津市民生委員・児童委員連合協議会

### 事例1 中津市から民生委員への個人情報の提供方法

大分県中津市福祉部社会福祉課

#### 1. 中津市の民生委員概要（平成24年4月1日現在）

大分県中津市は、人口8万5,647人、高齢化率25.7%である。民生委員・児童委員は、全体で231人、内、主任児童委員が22人である。

#### 2. 民生委員への期待

- 地域における身近な相談窓口として、住民と福祉関係機関・行政との橋渡しを行うこと。
- 行政が把握しきれない「サービスに結びついていない住民」の掘り起しやサービス利用までは必要なくとも「緊急の際には支援が必要な住民」の状況把握をし、必要に応じて支援すること。
- 上記の活動から地域住民のことをよく把握しているため、地域福祉活動の推進役・担い手となること。
- 気軽に相談ができ、頼れる存在であることで、住民の暮らしの安心につながる。

#### 3. 民生委員活動に必要な情報の内容（民生委員活動に必要な情報として、実際に提供している情報）

- 訪問する際に事前情報として知っていると有用なものとしては以下のとおり。  
担当地区内の要援護者となり得る住民の
  - ・氏名
  - ・性別
  - ・生年月日
  - ・住所
  - ・自治区
  - ・障がいの種別・程度
  - ・介護度
  - ・世帯構成（世帯員氏名、性別、生年月日、続柄）

民生委員の主な仕事は、住民の相談に応じ、助言など援助を行うとともに、福祉サービスを必要とする人が適切に利用できるような情報提供等を行うことです。そのため、住民から直接聞き取りをし、どのような支援が必要な状態かを把握しておく必要があります。

#### ② 情報収集の留意点

民生委員は、個人情報保護法の対象事業者ではありませんが、個人情報への配慮は、住民との信頼関係を築くためにも大切です。住民からの情報収集に対しては、情報収集の目的を明確化し、必要最小限の情報収集に配慮する必要があります。

#### ③ 本人同意の取り方

民生委員が収集した個人情報を市町村など関係機関に提供するには、予め本人同意が必要です。

同意を取るには、**包括的同意**という方法があります。これは、支援活動という目的の範囲内で、予め想定される支援の内容や連携を必要とする機関等への最小限の個人情報提供について、支援開始段階で了承を得ておくというものです。当初想定していなかった利用をする必要が出てきたときは、改めて本人の同意を取る手続きが必要となります。

このようなルールを理解したうえで情報収集することが大切ですが、何より、誠意を持って丁寧な説明を行うことで、不信感や不安感を払拭し、信頼関係を築くことが、余計なトラブルを防止し、よりよい支援にもつながります。

#### 7. 民生委員の情報管理

民生委員は、市町村や住民から情報を提供してもらうためにも、情報管理をしっかりとし、信頼関係を築く必要があります。

～情報管理の留意点～

- 提供を受けた名簿、福祉票など個人情報は
  - ①複写はしない
  - ②持ち歩かない
  - ③自宅での保管場所を決めておく
  - ④市町村等から提供された名簿は返却する
  - ⑤援助等が不要となった情報は破棄する

災害時要援護者台帳登録及び  
個人情報の提供に関する同意書

私は、中津市災害時要援護者避難支授計画及び中津市個人情報保護条例の規定に基づき、中津市及び社会福祉法人 社会福祉協議会が保有する災害時要援護者台帳に登録することに同意します。

また、防災及び災害時の支援を目的に、社会福祉法人 中津市社会福祉協議会、担当地区民生委員及び地域自主防災組織等支援を行う者に対して、中津市が収集した情報を提供することに同意します。

平成 年 月 日

住所：
氏名： <span style="float: right;">㊟</span> (来庁した方または代筆した方の氏名： )
電話番号：
生年月日：

中津市長 あて

注 この同意書をもとに、担当地区民生委員が訪問を行います。

備考欄

障害福祉係・介護認定係・高齢者福祉係・福祉推進係  
三光支所・本耶麻溪支所・耶馬溪支所・山国支所

○経済状況や利用しているサービスについては、必要に応じて民生委員が訪問調査や関係機関からの聞き取りにより確認。民生委員が必要に応じて本人の意思を確認し、同意を得る。

4. 民生委員への個人情報の具体的な提供方法

- 本人同意なしに定期的に、行政が保有する情報をまとめた担当地区内の対象者一覧表を提供する。(異動があった対象者がわかるようにしたもの)
- 年に1回、担当地区の対象者の一覧名簿を作成し、紙媒体で提供
- 情報提供同意者については随時、対象者についての情報を提供(別紙①参照)
- 民生委員からの個別の問い合わせに対応  
※民生委員によって取り扱いを変えることはありません。

5. 個人情報保護条例との関係

(個人情報の管理方法、個人情報取り扱いに関する研修等)

- 民生委員に提供する個人情報の対象者、内容等について、定めている。
- 中津市個人情報保護条例に基づき、中津市情報公開・個人情報審査会に、提供する個人情報の範囲、提供先、利用目的について諮り、この内容に基づいて提供している。

中津市個人情報保護条例第10条第1項(5)

前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、目的外利用等を行うことにつき公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。

6. 自治体による民生委員が保有する個人情報の管理方法等の定め

- 自治体で民生委員が保有する個人情報の管理方法等自治体として規定したものはないが、民生委員協議会が定めている取扱方法に準じている。(別紙②参照)

7. 自治体による民生委員に対する個人情報の取り扱いに関する研修の実施

- 単位民生委員協議会会長会で適宜説明をしたり、一斉改選時には単位民生協定期会などで資料を配布し、引き継ぎに合わせて研修を行うなどしている。



《地域の実情に合った台帳作成》

全国民生委員児童委員協議会が示す「基本的な考え方」の中では、担当地域の個人や世帯の支援のために情報の有効な活用がなされるように示されたもので、情報提供のルールや様式等は、地域の実情に応じたものを検討し、より使いやすいものを作成することが必要である。

（3）「個人情報」と「秘密保持」

民生委員児童委員は、対象となる様々な個人や世帯の細かい状況を「知る」こととなります。よって、知り得た情報（個人の秘密＝プライバシー）に属するものが多く含まれており、民生委員法第15条に規定されている「守秘義務の遵守」は勿論のこと情報は、細心の注意をはらい扱わなければならない。

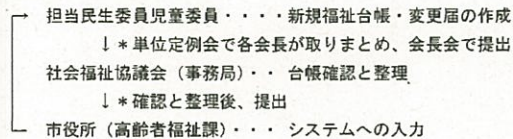
また、個人情報の取り扱いの中で逆に返せば、秘密を守ることが対象の個人や世帯との信頼関係を築く基盤となることも言えます。

（4）福祉台帳の作成について

- ①福祉台帳は個人や世帯の問題把握や状況を調査することを目的としていない。
- ②福祉台帳を作成する際は、その個人や世帯に目的を的確に伝え作成する。
- ③福祉台帳が必要なくなったものについては、廃棄処分を厳重に行う。
- ④福祉台帳を作成する際に、その個人や世帯が拒否された場合は、強要をしない。
- ⑤福祉台帳の内容を的確なものにするため、内容に「うわさ」や「伝聞」を記載しないこと。また、事項の中で記載を拒否する部分がある場合も同様とする。

（5）福祉台帳の保管とその引き継ぎ

- ①福祉台帳には、個人や世帯のプライバシーに関する事項が多く含まれるため、その保管は確実・慎重に行うこと。
- ②安易に持ち歩いたり、紛失しないように留意すること。
- ③民生委員児童委員の一斉改選などは、後任者へ確実に引き継ぎを行うこと。また、その個人や世帯が市内での移動の場合も同様に転入先の担当民生委員児童委員へ確実に引き継ぎを行うこと。
- ④保管の手順は、次のとおりとする。



中津市民生委員児童委員連合協議会  
「福祉台帳（災害時要支援者台帳）」整備に関する基本的な考え方

平成18年11月

【目的】

「福祉台帳（災害時要支援者台帳）」整備を実施する目的は、次のとおりです。

- ①合併後の中津市民児協として、福祉台帳の統一
- ②一斉改選時の引継ぎを効率的に統一した内容で行う  
\*平成19年12月
- ③災害に備え、要支援者の把握と個人情報取り扱いのための同意書の追加  
\*民生委員と対象者の信頼関係を優先し、担当民生委員の判断で同意を得る。

（1）「福祉票」「福祉台帳」「災害時要支援者台帳」とは？

「福祉票」・・・担当地域の個人や世帯からの相談内容や具体的支援状況を記したものの。  
 「福祉台帳」・・・担当地域の個人や世帯の基本状況を把握するためのもの。  
 「災害時要支援者台帳」・・・災害時に地域住民の安否確認、被災後の地域支援のために役立てるもので、対象となる一人暮らし高齢者、障がい者、高齢者夫婦世帯など、事前に了解を頂き災害時にこの台帳をもとに各関係に情報提供を行い、対象の方を早期に支援するために必要とされる。また、何時起こるか分からない災害に備えて、各地域の組織、ボランティア、消防、行政、社協など関係機関とのネットワークを構築する必要があり、そのためにもこの台帳が重要となる。

（2）民生委員児童委員と福祉台帳

《民生委員児童委員活動における記録》

民生委員児童委員は、児童、高齢者、障害者、ひとり親世帯、生活保護受給世帯など個人や世帯の生活支援活動に取り組んでいます。

これらの活動を効果的にすすめるために、日々の活動を記録する活動記録の他に担当地域の個人や世帯の状況を把握するための世帯票や福祉台帳があり、具体的に支援状況を記録する福祉票があります。

《厳格な取扱いと内容の検討の必要性》

これらの様式については、昭和49年11月に全国民生委員児童委員協議会が、その考え方や作成上の留意点等を示されていますが、現在では個人情報の取り扱いなど社会的関心も高まり、改めて厳格性が求められています。

## 中野区民生委員・児童委員協議会

### 事例2 中野区から民生委員への個人情報の提供方法

東京都中野区地域支えあい推進室地域活動推進分野担当

#### 1. 中野区の民生委員概要（平成24年4月1日現在）

東京都中野区は、人口31万人、高齢化率20%である。民生委員・児童委員は、全体で266人、内、主任児童委員が25人である。

#### 2. 民生委員への期待

- 住民と行政（主に福祉）をつなぐ役割
- 住民の福祉相談を行政などに橋渡しする役割
- 地域の人と連携・協力して住みよいまちづくりの担い手となる役割

#### 3. 民生委員活動に必要な情報の内容（民生委員活動に必要な情報として、実際に提供している情報）

- 福祉を必要とする可能性のある方の情報（住所・氏名・年齢・性別を基本情報とする）
- 高齢者（世帯構成、介護度などを追加）
- 障がい者（世帯構成、障がい等級、部位、種別を追加）
- 妊産婦、乳幼児、養育困難者
- 低所得者（生活保護世帯）

#### 4. 民生委員への個人情報の具体的な提供方法

- 高齢者情報を一覧名簿にして、民生委員の担当地区のみの情報を提供している。提供した情報は、「一人暮らし等高齢者調査（別添参照）」の基礎資料として活用される。
- 生活保護世帯情報をカードにして民生委員の担当地区のみの情報を提供している。毎年6月に、単位民児協ごとにケースワーカーと懇談会を開催し、情報の整理を行っている。民生委員は生活保護世帯と積極的には関わらないが、民生委員自身が他の情報と関連付け、地域活動に活用している。

#### (6) 取り扱いの留意事項

全民児連が進める「災害時一人も見逃さない運動」、地域住民同士の見守り活動やネットワーク活動などを進める際、要支援者に関わる多くの支援先から個人や世帯の状況について情報提供を求められることがあります。求められた時は、次の点を留意するとともに決して福祉台帳そのものは公表しないでください。

##### 《情報提供のあり方》

情報提供のあり方については、社協や行政と検討を行い、必要に応じて関係機関・団体等と協議をして、その可否を決定する。

##### 《情報提供先への秘密保持の徹底》

情報提供先に対しては、提供内容についての秘密保持を徹底すること。

##### 《個人や世帯の不利益とならないよう留意するとともに、了解を得る》

民生委員・児童委員が支援を行っている個人や世帯についての秘密の保持は、厳格に守るとともに、一般的な情報の提供は行わないこととする。

しかし、その個人や世帯の支援を目的とした必要な情報提供については、その情報がどのような目的で提供されるものなのかを、あらかじめその個人や世帯に説明し、了解を得ることで、その個人や世帯の不利益とならない必要最低限の情報は提供できる。

また、その個人や世帯にその目的を説明して了解を得ることが出来ず、拒否された場合には、決して強要をしないこと。

ただし、個人の生命や身体の安全を守るため、緊急かつやむを得ない必要な場合はこの限りでない。

#### (7) その他

○新「福祉台帳」の使用開始年月日	平成19年4月1日
○新「福祉台帳」への移行期間	平成19年4月1日から9月30日
○各校区単位民児協への周知期間	平成18年12月から平成19年3月

\*主任児童委員も同様に民生委員児童委員であるため、共同して取り組み、主に児童及び母子世帯・父子世帯の台帳整備を中心的に行う。

\*旧帳票・旧福祉台帳等不要書類の処分が必要な場合は、市役所及び社協で回収

## 一人暮らし等高齢者調査 概要

### 1. 事業の内容

70歳以上の単身世帯者、75歳以上の者のみで構成されている世帯を、年一回民生委員が訪問している。世帯状況や健康状態、家事全般の自立度などについて調査を行い、状況によっては地域包括支援センターに引継ぎ、必要な支援を行っている。75歳以上の者のみの世帯は平成21年度から対象とした。訪問時には高齢者の希望により緊急連絡カード※の作成も行う。

### ※緊急連絡カード

緊急の場合、救護措置をスムーズに行い万一の事故に対して万全を図るため、昭和54年4月から、希望する高齢者宅に高齢者の状況や緊急連絡先を記載したカードを備えている。カードは、民生委員と区も共有している。

平成23年度にはカードを冷蔵庫ポトル保管に統一し、全件差し替え作業を行った。

### 2. 事業の実績

①対象者数(70歳以上単身世帯者)10,123人(平成23年5月1日現在住民基本台帳上70歳以上の単身世帯者のうち、区の事前調査で単身と判断された者)

70歳以上単身世帯者数 6,968人(同居者がいないなど実質上の単身高齢者)

②対象者数(75歳以上のみ世帯者) 3,107世帯(平成23年5月1日現在住民基本台帳上75歳以上のみで構成された世帯のうち、区の事前調査で高齢者のみ世帯と判断された世帯)

75歳以上のみ世帯者数 2,352世帯(同居者がいないなど実質上の高齢者のみ世帯)

③緊急連絡カード設置数 4,847件(平成24年2月20日現在)

### 5. 個人情報保護条例との関係

(個人情報の管理方法、個人情報取り扱いに関する研修等)

○民生委員には、民生委員法による守秘義務が課せられており、本人同意は必要ないと考えている。

### 6. 自治体による民生委員が保有する個人情報の管理方法等の定め

○家庭内でも家族の目に触れないよう、一定の場所に保管し、外部への持ち出し・複写作成の禁止などを指導している。

### 7. 自治体による民生委員に対する個人情報の取り扱いに関する研修の実施

○研修会として独立した事はしていないが、協議会(事務連絡会)で、年に数回、個人情報の取扱いについて注意喚起を繰り返している。

### 8. その他

中野区は、「中野区地域支えあい活動の推進に関する条例(平成23年中野区条例第19号)」を制定し、地域の様々な団体と連携して、高齢者・障害者を主な対象者として見守り活動を行っている。その条例に基づき「地域支えあい活動の実施に係る個人情報の取扱いに関する協定書」を民生児童委員協議会と取り交わし、改めて情報提供とその取扱いについて定めている。この協定では従来の高齢者情報に加え、情報提供を希望する障害者の情報も含まれている。

※ 民生委員は守秘義務が課せられているので、改めて条例に規定するまでもなく情報提供をすることは可能といえるが、当条例においては民生委員の他に地縁団体や警察署、消防署への情報提供についても規定され、地域団体への情報提供に係る取り決めが包括的に整理されたといえる。

(名簿の携行の禁止)

第7条 乙は、本事業を行う上で名簿を携行してはならない。

(個人情報の目的外利用の禁止)

第8条 乙は、名簿を本事業の目的以外に利用してはならない。

(個人情報の第三者への提供の禁止)

第9条 乙は、名簿を第三者に提供してはならない。

(名簿の複写の禁止)

第10条 乙は、名簿を複写又は複製してはならない。

(事故発生時における報告)

第11条 乙は、この協定に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、ただちに甲に報告するものとする。

(本協定に違反した場合の措置)

第12条 乙が、本協定に違反した場合、甲は、必要に応じて名簿の提供を停止できるものとする。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保有する。

平成24年 月 日

甲 東京都中野区中野四丁目8番1号  
中野区長 田 中 大 輔

乙 中野区民生児童委員協議会  
会 長 伊 東 良 昭

#### 地域支えあい活動の実施に係る個人情報の取扱いに関する協定書(案)

中野区地域支えあい活動の推進に関する条例(平成23年中野区条例第19号。以下「条例」という。)第2条に規定する支えあい活動(以下「本事業」という。)の実施に当たり、中野区(以下「甲」という。)が、中野区民生児童委員協議会(以下「乙」という。)に、条例第7条の規定による情報の提供を行うため、以下のとおり必要事項を定める。

(目的)

第1条 この協定は、甲が、条例第7条の規定により提供する名簿の対象者の範囲、提供時期及び名簿に関する乙の管理・利用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(提供する名簿)

第2条 甲より乙に提供する名簿は、以下のとおりとする。  
見守り対象者名簿……民生・児童委員担当区域ごとに1部

(提供する名簿の対象者の範囲)

第3条 前条の規定により提供する名簿の対象者は、条例第7条第1項に規定する者で、民生・児童委員の担当する区域に居住する者とする。  
2 条例第7条第1項第3号から同項第5号に規定する者については、条例第9条に定める同意をした者とする。

(提供する情報)

第4条 甲が提供する情報は、条例第7条第3項に規定する情報とする。  
2 甲は、前項の情報を紙の名簿として提供する。

(提供する時期)

第5条 甲は、乙に提供した名簿を毎年更新する。  
2 前項の更新の際に、乙は所持する名簿を甲に返還する。

(名簿の適正な管理)

第6条 乙は、名簿の授受、搬送、処理、保管その他の取扱いに当たっては、漏えい、滅失、毀損等を防止するため、適正な管理に努めなければならない。

※詳細については、別紙「民生委員に対して提供する行政情報」のとおり

5. 個人情報保護条例との関係

○特に定めていない。

6. 自治体による民生委員が保有する個人情報の管理方法等の定め

- 閲覧等で入手した情報は、世帯票に書き写して管理することとしている。
- 世帯票の管理については、個人情報が流出することのないよう注意を喚起している。

7. 自治体による民生委員に対する個人情報の取り扱いに関する研修の実施

○平成22年度からこれまでに2～3回(地区により異なる)、定例会の席上で、別紙「民生・児童委員への行政情報の提供について」を配付するとともに守秘義務についての注意喚起を行った。

事例3 釜石市から民生委員への個人情報の提供方法

岩手県釜石市保健福祉部地域福祉課

1. 釜石市の民生委員概要(平成24年4月1日現在)

岩手県釜石市は、人口37,570人、高齢化率33.5%である。民生委員・児童委員は、全体で147人、内、主任児童委員が16人である。

2. 民生委員への期待

- 支援が必要な人と支援窓口とのパイプ役
- 地域の見守り役
- 地域の相談役

3. 民生委員活動に必要な情報の内容(民生委員活動に必要な情報として、実際に提供している情報)

- 担当地区内の住民世帯状況(住所、氏名、性別、生年月日、続柄、世帯番号)、生活保護の有無、障がいの有無、介護度、災害時の要援護者及び援護者情報、等

4. 民生委員への個人情報の具体的な提供方法

- 原則として、本人の同意なしに必要な情報を提供している。
- 住民世帯状況については、世帯票を配布している。
- 上記以外の内容については、提供した名簿等の紛失を防止するため、閲覧または口頭による伝達としている。
- 生活保護については、開始及び廃止について生保担当者が個別に民生委員に連絡しているほか、年に1回、生保担当者が名簿を持参し、各地区定例会に出向いて情報提供を行っている。
- 障がい区分、要介護度等については、民生委員が閲覧できる名簿を各地区生活応援センターに配置している。

松江市民生委員・児童委員協議会

事例4 松江市から民生委員への個人情報の提供方法

島根県松江市健康福祉部保健福祉課

1. 松江市の民生委員概要（平成24年3月31日現在）

島根県松江市は、島根県の県庁所在地であり、人口20万7千人、高齢化率25.26%である。民生委員・児童委員は、全体で500人、主任児童委員が59人である。

2. 民生委員への期待

○一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯を中心とした

- ・生活状況の把握
- ・見守り・声かけ活動
- ・関係機関の紹介
- ・関係機関への連絡・状況報告

○行政、公民館、町内会・自治会、福祉推進員等との情報の共有と一体的な支援

3. 民生委員活動に必要な情報の内容（民生委員活動に必要な情報として、実際に提供している情報）

○支援を必要とする人の情報（一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯等）

○フォーマルサービス、インフォーマルサービス等の支援内容情報

4. 民生委員への個人情報の具体的な提供方法

○行政側からの情報提供には一定の限度があるので、地区支援者会議等での情報交換

○本人同意を得ないものも含め、一覧名簿にして該当部分のみ提供している。

- ・要支援者一覧（担当民生委員児童委員別）
- ・一人暮らしの高齢者、高齢者のみ世帯一覧（地区別）

民生委員に対して提供する行政情報

提供する行政情報	提供方法	提供時期	所管課
生活保護世帯受給者名簿	名簿の閲覧	毎年5月の各地区民協	地域福祉課
生活保護世帯に関する個別情報（支援を依頼する場合）	電話等による口頭	必要に応じて随時	
生活保護世帯に関する個別情報	電話等による口頭	提供依頼があった都度（必要と認められる場合のみ。）	
生活保護世帯異動情報	電話等による口頭	異動があった都度	
生活保護申請者に関する情報（支援を依頼する場合）	電話等による口頭	必要に応じて随時	
身体障がい者一覧名簿	名簿の閲覧	毎年5月更新 ※各地区応援センターに常備	
精神障がい者一覧名簿	名簿の閲覧	毎年5月更新 ※各地区応援センターに常備	
知的障がい者一覧名簿	名簿の閲覧	毎年5月更新 ※各地区応援センターに常備	
上記障がい者の世帯に関する個別情報（支援を依頼する場合）	電話等による口頭	必要に応じて随時	
上記障がい者の世帯に関する個別情報	電話等による口頭	提供依頼があった都度（必要と認められる場合のみ。）	
要保護児童の世帯に関する個別情報（支援を依頼する場合）	・会議上における提供 ・電話等による口頭	必要に応じて随時	こども課
要介護認定者一覧名簿 緊急通報装置利用者一覧名簿	名簿の閲覧	毎年1月更新 ※各地区応援センターに常備	高齢介護福祉課
高齢者に関する個別情報（支援を依頼する場合）	電話等による口頭	必要に応じて随時	
高齢者に関する個別情報	電話等による口頭	提供依頼があった都度（必要と認められる場合のみ。）	
介護保険の利用状況に関する個別情報	電話等による口頭	提供依頼があった都度	地域福祉課
その他の情報（保健福祉部以外が所管する情報を含む。）	・資料の閲覧 ・電話等による口頭	提供依頼があった都度	

○上記以外の情報については、民生・児童委員活動を行う上で必要な情報なのかどうか判断基準となります。

事例5 永平寺町から民生委員への個人情報の提供方法

福井県永平寺町福祉保健課

1. 永平寺町の民生委員概要（平成24年4月1日現在）

福井県永平寺町は、人口2万人、高齢化率26%である。民生委員・児童委員は、全体で53人、内、主任児童委員が4人である。

2. 民生委員への期待

○親子・兄弟間はもちろん、地域での人間関係も希薄化し社会で孤立する人が増加傾向にある。このような現状の中、民生委員には孤立化している人、課題を抱える人を発見し、まずは声かけ、そして相談相手となり適切な支援に繋げることを期待している。

3. 民生委員活動に必要な情報の内容（民生委員活動に必要な情報として、実際に提供している情報）

○高齢者世帯、ひとり世帯、障害者、災害時要援護者等、児童虐待等の情報、家族状況、連絡先、年齢など  
※必要に応じて同意を得ずに提供している場合もある。

4. 民生委員への個人情報の具体的な提供方法

<理想>

○情報提供をする側が、安心して提供できるよう書面にて承諾をいただくことが一番良いと思うが、高齢者等から書面をいただくことは厳しいこともあるので、口頭でも良いから、同意を得ることは大切であると考えている。

○実際には、内容にもよるが、民生委員から個別に問い合わせがあった場合に提供している。住基台帳に関する場合は、年度初めに担当課から民生委員の台帳閲覧申請を提出している。

5. 個人情報保護条例との関係

（個人情報の管理方法、個人情報取り扱いに関する研修等）

○個人情報保護条例に基づき、必要最小限の情報としている。  
○災害時の要支援者情報については、本人の同意に基づき、日常生活に必要な生活用具・医薬品、避難所生活で配慮する事項、かかりつけ医療機関等の情報を提供している。

6. 自治体による民生委員が保有する個人情報の管理方法等の定め

○特に定めてはいないが、情報提供する際に取り扱いについて説明をしている。

7. 自治体による民生委員に対する個人情報の取り扱いに関する研修の実施

○新任の民生委員児童委員に対し研修会を実施している。

事例6 松山市から民生委員への個人情報の提供方法

愛媛県松山市生活福祉総務課

1. 松山市の民生委員概要（平成24年4月1日現在）

愛媛県松山市は、愛媛県の県庁所在地であり、人口51万4千人、高齢化率22.4%である。民生委員・児童委員は、全体で975人、内、主任児童委員が85人である。

2. 民生委員への期待

○地域住民と行政の仲介役や、行政からの情報提供。

3. 民生委員活動に必要な情報の内容（民生委員活動に必要な情報として、実際に提供している情報）

○担当地域内の社会的弱者に関する情報。

- ・高齢者単身世帯
- ・高齢者のみ世帯
- ・高齢者がいる世帯
- ・障害者単身世帯
- ・障害者のみ世帯
- ・障害者がいる世帯
- ・ひとり親世帯
- ・共働き世帯
- ・福祉サービス利用世帯
- ・生活保護受給世帯
- ・単身世帯
- ・成人式用20歳情報

等、上記の情報提供同様に原則所定の手続きを行い提供している。

5. 個人情報保護条例との関係  
（個人情報の管理方法、個人情報取り扱いに関する研修等）

○特に定めていない。

6. 自治体による民生委員が保有する個人情報の管理方法等の定め

○特に定めていない。

7. 自治体による民生委員に対する個人情報の取り扱いに関する研修の実施

○自治体で民生委員に対する個人情報の取り扱いに関する研修は、特別に研修は実施していないが、委員には、集会時に守秘義務について話をしていく。



兵庫県たつの市民生委員児童委員連合会

事例7 たつの市から民生委員への個人情報の提供方法

兵庫県たつの市健康福祉部地域福祉課

1. たつの市の民生委員概要（平成24年4月1日現在）

兵庫県たつの市は、人口8万725人、高齢化率24.06%である。民生委員・児童委員は、全体で170人、内、主任児童委員が10人である。

2. 民生委員への期待

○要援護者など社会的弱者の見守り活動など安否確認と社会的孤立・孤独を未然に防げるよう行政への情報提供

3. 民生委員活動に必要な情報の内容（民生委員活動に必要な情報として、実際に提供している情報）

○一人暮らし高齢者・高齢者夫婦・寝たきり高齢者（介護度3以上）・身体障害者第1種（下肢不自由・体幹障害・視覚障害・聴覚障害）・生活保護受給者・母子、父子家庭

※必要に応じて本人同意なしに情報提供している場合もある。

4. 民生委員への個人情報の具体的な提供方法

○本市の場合は、災害時要援護者支援マニュアルを作成するに当たり、市の個人情報保護条例に基づき個人情報保護審査会に諮り情報を提供した。

5. 個人情報保護条例との関係

（個人情報の管理方法、個人情報取り扱いに関する研修等）

○災害時要援護者マニュアルの支援対象者一覧表と支援個票  
○民生委員から個別に問い合わせがあった場合に提供している。

4. 民生委員への個人情報の具体的な提供方法

○行政が把握している要援護者等の名簿を、直接提供する方法。  
○原則として、本人同意を必要としない。

5. 個人情報保護条例との関係

（個人情報の管理方法、個人情報取り扱いに関する研修等）

○一覧名簿にして、民生委員の担当地区のみの情報を提供している。

6. 自治体による民生委員が保有する個人情報の管理方法等の定め

○民生委員には守秘義務があるため、特に定めていない。  
○個人情報の配布時等に注意喚起を行う。

7. 自治体による民生委員に対する個人情報の取り扱いに関する研修の実施

○市としては特に行っていない。